

理 由 書

菰野町地内において、新しい国土軸となる新名神高速自動車道路が縦貫し、菰野インターチェンジが町内中心部に設置され、インターチェンジのアクセス道路となる国道 477 号バイパスの整備も進んでいることから、インターチェンジ周辺の市街化への需要が高まりつつある。

このような中、菰野インターチェンジ周辺で計画的で秩序ある新市街地の整備、産業基盤の形成を図るため土地区画整理事業の計画が進んでおり、菰野インターチェンジ西側の区域を工業系の土地利用を図る区域に位置付けていることから、市街化区域編入の際には、工業専用地域の用途地域を指定するが、当該区域周辺には既に住宅団地が形成されており、工業系施設の立地に伴う生活環境への影響が懸念される。

以上のことから、当該区域周辺の地域の環境悪化を防止するため、工業関係の業種について、特に火薬類、石油類、合成染料・塗料類等の危険物の製造等を制限する特別用途地区（特別工業地区）を指定する。